

# 果敢

発行責任者 / 小林 政 仁  
発行日 / 2023年11月1日



No. 209

社報タイトル「果敢」は社内で  
掲げる2023年の標語です。

**小林合同会計**  
代表社員 税理士 小林 政 氏 代表社員 税理士 小林 政 仁  
税理士 須 賀 保 雄  
税理士法人 小林合同会計  
〒332-0032 埼玉県川口市中青木1丁目1番25号  
TEL: 048-253-5668 FAX: 048-253-7602  
URL: <https://www.kg-tax.jp>

## 12月の税務

12月11日

- 11月分源泉所得税・住民税の特別徴収税額・納期の特例を受けている者の住民税の特別徴収税額（6月から11月分）の納付

本年最後の給与の支払を受ける日の前日

- 給与所得者の基礎控除申告書兼配偶者控除等申告書兼所得金額調整控除申告書・保険料控除申告書・住宅借入金等特別控除申告書の提出

提出先…給与の支払者経由, その給与に係る所得税の納税地の所轄税務署長

本年最後の給与の支払をするとき

- 給与所得の年末調整

翌年1月4日

- 10月決算法人の確定申告（法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税（法人事業所税）・法人住民税）
- 1月, 4月, 7月, 10月決算法人の3月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税及び地方消費税）
- 法人・個人事業者の1月ごとの期間短縮に係る確定申告（消費税及び地方消費税）
- 4月決算法人の中間申告（法人税・地方法人税・消費税及び地方消費税・法人事業税・法人住民税）（半期分）
- 消費税の年税額が400万円超の1月, 4月, 7月決算法人の3月ごとの中間申告（消費税及び地方消費税）
- 消費税の年税額が4,800万円超の9月, 10月決算法人を除く法人・個人事業者の1月ごとの中間申告（8月決算法人は2か月分）（消費税及び地方消費税）

12月中において市町村の条例で定める日

- 固定資産税（都市計画税）の第3期分の納付

※デスクマット等に挟んでご利用ください。

## 税務豆知識

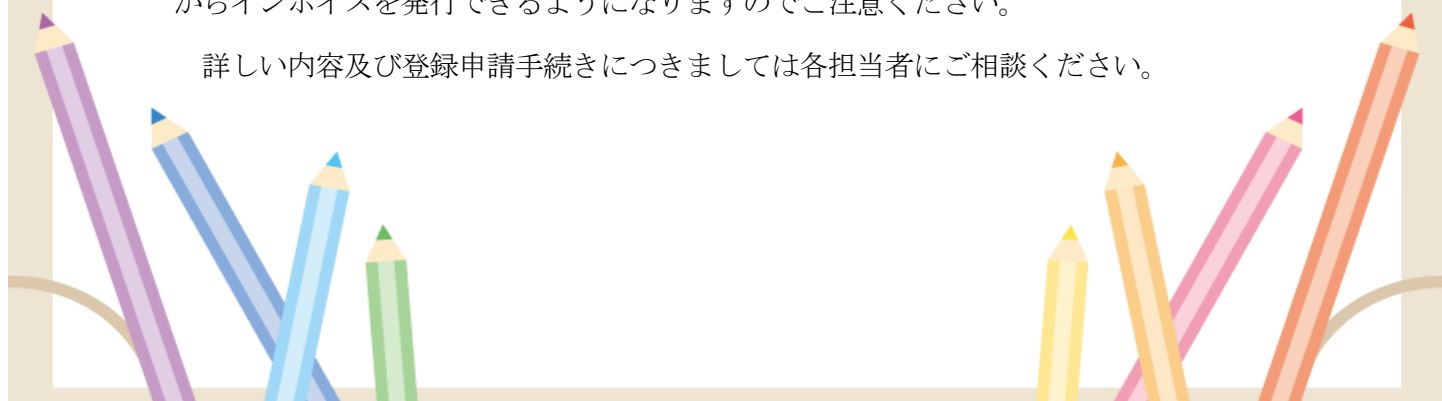
### 適格請求書発行事業者の登録を2023年10月2日以降に希望する場合

税理士 須賀保雄

免税事業者が10月1日から適格請求書発行事業者となるためには、9月30日までに登録申請をする必要がありましたが、10月2日以降に登録申請をすることも可能です。

ただし、登録申請書を提出した日から15日以後を登録日と定め、その定めた登録日からインボイスを発行できるようになりますのでご注意ください。

詳しい内容及び登録申請手続きにつきましては各担当者にご相談ください。



## 海ごみゼロウィーク

10月6日にSDGsの取り組みの一環として環境省主催の海ごみゼロウィーク2023に参加し、事務所周辺のゴミ拾いを実施しました。



海ごみゼロウィーク2023とは  
海洋ごみ削減に向けた全国一斉清掃活動の事です。

「ごみを出さない、ごみを捨てない、ごみを拾う」

この当たり前の行動が海の未来を守ることにつながります。

